

最高裁秘書第1794号

令和6年7月22日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

最高裁判所事務総長

苦情の申出に係る諮詢について（通知）

令和6年6月6日付けで最高裁判所が下記の司法行政文書を不開示としたことに対する苦情の申出について、本日、情報公開・個人情報保護審査委員会に諮詢しましたので、通知します。

記

開示の申出があった司法行政文書の名称等

令和2年度（最情）答申第17号（令和2年9月24日答申）において不開示情報を含むと判断された「民事裁判起案の留意点」の全部を裁判所HPに掲載したことを決定した際の文書（不開示情報を裁判所HPに掲載しても問題ないと判断した理由が書いてある文書を含むが、これに限らない。）

（担当）秘書課（文書開示第二係） 電話03（4233）5240（直通）